

福井市地域子育て支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、地域における子育て支援拠点の設置を推進し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として行う地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 本事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、福井市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等を指定して委託することができる。

(委託)

第4条 前条の規定に基づき本事業を委託する場合、委託する業務の内容、委託期間その他必要な事項について定めた委託契約を締結し、本市の予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

2 委託を受け事業を実施するものは、施設責任者として管理者を置かなければならない。ただし、職員がこれを兼務することができる。

(実施形態)

第5条 事業の実施形態は、次に定めるところによるものとする。

(1) 一般型

常設の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として事業を実施するもの。

(2) 連携型

児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設において、子育て親子を対象として事業を実施するもの。

(3) 小規模型指定施設

従来 of 地域子育て支援センターにおいて、子育て親子を対象として事業を実施するもの。

(基本事業)

第6条 次の取組を基本事業としてすべて実施するものとする。(ただし、小規模型指定施設を除く。)

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

(実施要件)

第7条 一般型・連携型において、この事業を実施するための要件は、別表1のとおりとする。

(小規模型指定施設)

第8条 小規模型指定施設においては、別表2のとおり事業を実施することができる。

(出張ひろば)

第9条 一般型施設においては、地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができる。

- (1) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とする。
- (2) 一般型の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務する。
- (3) 実施場所は、年間を通して同じ場所で実施することが望ましい。ただし、地域の実情に応じて、複数の場所において実施することも差し支えないが、その場合には子育て親子のニーズや利便性に十分配慮するものとする。

(地域支援)

第10条 本事業の実施者は、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援するため、各拠点において地域への周知活動を行いながら地域に開かれた運営を行うとともに、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るため、次に掲げる取組を積極的に実施するものとする。なお、一般型の施設においては、次に掲げる取組のいずれかについて、月1回程度を目安として実施するものとする。

- (1) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- (3) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- (4) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

(利用料)

第11条 この事業の利用料は、無料とする。ただし、催事、講習・講座等を実施するために必要な経費の一部については、保護者から徴収できる。

(事業の実施報告)

第12条 実施施設は、毎月の活動報告については翌月の10日までに、年度の事業実績については事業が完了した日から20日を経過した日までに、別途定める様式により市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

(研修等)

第14条 実施主体(委託先を含む。)は、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めるものとする。

2 事業に従事する者は、各種研修会、セミナー等に積極的に参加し、自己研鑽に努めるものとする。また、事業に従事するにあたって、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付雇児発0521第18号)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」別表1に定める基本研修及び別表2-2の3に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。

(関係機関との連携)

第15条 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員(主任児童委員)、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めるものとする。

2 本事業の活動や支援を通じて、事業の参加者等から生活課題を受け止めた場合は、専門的な支援が必要なものは適切な支援機関につなぎ、つなぎ先が明確ではない複雑化・複合化した課題を受け止めた場合は多機関協働事業者につなぐ等の必要な支援を行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日に遡って適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

	一般型	連携型
実施場所	<p>(ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所</p> <p>(イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。</p> <p>(ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。</p>	<p>(ア) 児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所。</p> <p>(イ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。</p>
実施方法	<p>(ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。ただし、国民の休日および年末年始は実施しないものとする。</p> <p>(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)</p> <p>(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。</p>	<p>(ア) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。ただし、国民の休日および年末年始は実施しないものとする。</p> <p>(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)ただし、連携施設に勤務している職員等のバックアップを受けることができる体制を整えること。</p> <p>(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。</p>

別表2

<p>実施方法</p>	<p>(ア) 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。ただし、国民の休日および年末年始は実施しないものとする。</p> <p>(イ) 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。</p> <p>(ウ) 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)</p>
<p>実施事業</p>	<p>次の取組のうち2つ以上実施すること。</p> <p>(ア) 育児不安等についての相談指導</p> <p>(イ) 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援</p> <p>(ウ) 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築</p>